

勧告等措置区分（台風等対策）

田辺港、日高港、日置港、新宮港

串本港、古座西向港、浦神港、勝浦港、宇久井港

「第一体制」の措置内容

- 1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。
- 2 在港船舶は、荒天準備を行い、必要な避難体制を整えること。特に安全な場所までの移動に時間を要する船舶は、十分余裕のある時期に避難を開始すること。
- 3 木材運搬船及び危険物積載船は、荷役を早めに完了するか又は見合わせることを。
- 4 工事作業船は、工事等中止し、安全な場所に退避すること。
- 5 小型船舶は、陸揚げ、係留強化又は安全な場所に避難を開始すること。
- 6 木材等の流出防止措置を講じること。
- 7 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF (CH16) を常時聴取する等の当庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。